

最低賃金が改定されます。

都道府県の令和元年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

また、平成14年度から平成30年度までの地域別最低賃金改定状況については、「令和元年度地域別最低賃金改定状況」の下に掲載しています。

令和元年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	861	(835)	令和元年10月3日
青森	790	(762)	令和元年10月4日
岩手	790	(762)	令和元年10月4日
宮城	824	(798)	令和元年10月1日
秋田	790	(762)	令和元年10月3日
山形	790	(763)	令和元年10月1日
福島	798	(772)	令和元年10月1日
茨城	849	(822)	令和元年10月1日
栃木	853	(826)	令和元年10月1日
群馬	835	(809)	令和元年10月6日
埼玉	926	(898)	令和元年10月1日
千葉	923	(895)	令和元年10月1日
東京	1,013	(985)	令和元年10月1日
神奈川	1,011	(983)	令和元年10月1日
新潟	830	(803)	令和元年10月6日
富山	848	(821)	令和元年10月1日
石川	832	(806)	令和元年10月2日
福井	829	(803)	令和元年10月4日
山梨	837	(810)	令和元年10月1日
長野	848	(821)	令和元年10月4日
岐阜	851	(825)	令和元年10月1日
静岡	885	(858)	令和元年10月4日
愛知	926	(898)	令和元年10月1日
三重	873	(846)	令和元年10月1日
滋賀	866	(839)	令和元年10月3日
京都	909	(882)	令和元年10月1日
大阪	964	(936)	令和元年10月1日
兵庫	899	(871)	令和元年10月1日
奈良	837	(811)	令和元年10月5日
和歌山	830	(803)	令和元年10月1日
鳥取	790	(762)	令和元年10月5日
島根	790	(764)	令和元年10月1日
岡山	833	(807)	令和元年10月2日
広島	871	(844)	令和元年10月1日

山口	829	(802)	令和元年10月5日
徳島	793	(766)	令和元年10月1日
香川	818	(792)	令和元年10月1日
愛媛	790	(764)	令和元年10月1日
高知	790	(762)	令和元年10月5日
福岡	841	(814)	令和元年10月1日
佐賀	790	(762)	令和元年10月4日
長崎	790	(762)	令和元年10月3日
熊本	790	(762)	令和元年10月1日
大分	790	(762)	令和元年10月1日
宮崎	790	(762)	令和元年10月4日
鹿児島	790	(761)	令和元年10月3日
沖縄	790	(762)	令和元年10月3日
全国加重平均額	901	(874)	—

※括弧書きは、平成30年度地域別最低賃金

[平成14年度から平成30年度までの地域別最低賃金改定状況](#)[255KB]

・ 担当：労働基準局賃金課指導係（内線5546）



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.